

## 名古屋競馬経営改革委員会開催要綱

### (趣旨)

第1 名古屋競馬を主催する愛知県競馬組合は、中期振興計画に基づく売上振興策を着実に実施しているが、景気低迷などの影響から厳しい経営状況にある。このため愛知県、名古屋市及び豊明市は、構成団体として、外部有識者等に経営改革などを幅広く検討する名古屋競馬経営改革委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (検討事項)

第2 委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 名古屋競馬の経営改革について
- (2) その他必要な事項

### (委員)

第3 委員会は、別表に掲げる委員で構成する。

- 2 委員の任期は、最終の委員会が終了する日までとする。

### (座長)

第4 委員会には座長を置き、座長は委員の互選とする。

- 2 座長は、委員会を統括する。
- 3 座長が不在の時は、あらかじめ座長の指名する者がその職務を代理する。

### (運営)

第5 委員会は、座長が招集し、これを主催する。

- 2 座長は、必要があると認められるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

### (事務局)

第6 委員会の事務局は、愛知県農林水産部畜産課内に置く。

### (その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成24年3月28日から施行する。